

利用上の注意

1. 工業統計調査の集計について

- (1) この結果表は、従業者4人以上の製造事業所について、本府が独自に集計したものです。
- (2) この結果表の数値は、後日経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

2. 事業所の産業の決定方法（産業格付）

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品の事業所については、品目6桁番号（製造品、賃加工品番号）の上4桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数の事業所については、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号（中分類）を決定します。
次に、その決定された2桁番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定して、最終的な産業格付を行います。

(2) 特殊な方法

原材料、作業工程、機械設備等により格付するもので、次の産業が該当します。

「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」、「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業及び「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」

3. 結果表の項目の説明

- (1) 事業所数は、操業準備中の事業所、操業開始後未出荷の事業所、廃業事業所及び休業事業所を除いた数値となっています。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような一区画を占めて、主として製造又は加工を行っているものをいいます。

- (2) 従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人も含まれます。

一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人、臨時雇用者は従業者に含まれません。

- ① 常用労働者とは、次のいずれかの者です。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、平成26年11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

- ② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主、個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まれません。
- ③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者のうち、平成26年12月給与の帳簿締切日現在の在籍者をいいます。
- (3) 現金給与総額とは、常用労働者に対して支払われた基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）及びその他の給与額の合計をいいます。
- その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当、受入者に係る支払額及び臨時雇用者に対する給与などをいいます。
- (4) 原材料使用額等とは、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額をいいます。
- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額をいいます。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料、購入ガス料金、自家発電用の燃料などをいいます。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウエアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。
- (5) 製造品出荷額等とは、製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計をいいます。
- ① 製造品出荷額とは、その事業所の所有に属する主要原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む）を、その事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。
- ア 同一企業に属する他の事業所に引き渡したもの
- イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、他の企業が所有する原材料又は製品又は半製品に加工して引き渡した物に対して受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃をいいます。
- ③ その他収入額とは、修理料収入、転売収入、製造小売収入、サービス業収入などをいいます。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額とは、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものをいい、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産額は、帳簿価額によっています。

① 有形固定資産額の取得額等には、次のア～エの区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等

② 有形固定資産額の建設仮勘定の増加額とは、平成26年の1年間にこの勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産額の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

(8) 集計項目のうち、原材料使用額等の内訳、年初・年末在庫額（製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料）の内訳、生産額、付加価値額、年間投資総額、有形固定資産、リース契約額・支払額、用地・用水使用状況については、従業者30人以上の事業所のものです。

4. 集計項目の算式

(1) 生産額、付加価値額などの算式

① 生産額

＝（製造品出荷額（但し、製造工程から出たくず、廃物を除く）＋加工賃収入額）＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

② 付加価値額

＝ 製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－内国消費税額－減価償却額

③ 粗付加価値額

＝ 製造品出荷額等－内国消費税額－原材料使用額等

④ 年間投資総額（有形固定資産）

＝ 取得額＋建設仮勘定の年間増減額（増加額－減少額）

⑤ 有形固定資産年末現在高

＝ 年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

⑥ 付加価値率

＝ 付加価値額÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額）×100

⑦ 原材料率

＝ 原材料使用額等÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額）×100

⑧ 在庫率

＝ 年末在庫額÷（生産額－内国消費税額）×100

⑨ 寄与率

＝ 各分類別対前年増減額÷各分類別対前年増減額の総数×100

⑩ 内国消費税額（＊）

＝ 内国消費税額（消費税を除く）＋推計消費税額

＊内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（旧地方道路税）の納付税額又は納付すべき税額の合計をいいます。

(2) その他の算式

① 1事業所当たり従業者数 ＝ 従業者数÷事業所数

② 1事業所当たり製造品出荷額等 ＝ 製造品出荷額等÷事業所数

③ 従業者1人当たり製造品出荷額等 ＝ 製造品出荷額等÷従業者数

④ 常用雇用者1人当たり現金給与額 ＝ 常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額÷常用労働者のうち雇用者数

5. 集計区分の説明

(1) 産業3類型別の区分

類型区分	産 業
基礎素材型産業	木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
加工組立型産業	はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品、電気機械、情報通信機械、輸送用機械
生活関連・その他型産業	食料品、飲料・たばこ、繊維、家具、印刷、なめし革、その他

(2) 地域別の区分

地域区分	市 町 村	
大阪市地域	大阪市全域	
北大阪地域	豊能地区	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
	三島地区	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
東大阪地域	北河内地区	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
	中河内地区	八尾市、柏原市、東大阪市
南河内地域	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	
泉州地域	泉北地区	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
	泉南地区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
堺・泉北臨海工業地帯	泉北地区の一地域であって、概ね、阪神高速道路湾岸線の西側の区域で、大和川と壱川・緑川（泉大津市臨海町3丁目と新港町の境）の間の区域	

(3) 規模区分

規模区分	従 業 者 数
小規模層	4人 ～ 29人
中規模層	30人 ～ 299人
大規模層	300人以上

6. その他の注意

(1) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入したため、内訳と合計が一致しない場合があります。

この統計表中「-」は該当数値なし、「0.0」は端数四捨五入のため単位未満、「-（数値の前にあるもの）」はマイナスの数値、「X」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。

また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しました。

資本金階層別統計表におけるイタリック体の数値には、組合・その他の法人の数値が加算されています。

(2) 平成23年の数値は、「平成24年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）【平成23年大阪府の製造業】」によるものであり、工業統計調査との時系列比較の参考にするための数値です。

(3) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、平成19年以降の製造品出荷額等、付加価値額、生産額及び原材料使用額等の値については平成18年以前の数値とは接続しません。

(4) 日本標準産業分類の第12回改定（平成19年総務省告示第618号）に伴い、産業中分類の分割・統合が行われ、平成20年調査から新分類を適用しています。その主な内容は次のとおりです。

また、累年統計表（産業別）(1)～(5)における各年の数値については、新分類に基づき表しています。

第12回改定

旧分類(平成19年まで)		新分類(平成20年以降)	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

注: 旧分類11と12は新分類11に統合され、旧分類12は新分類12に分割された。旧分類13は新分類12と13に分割された。旧分類14は新分類13に分割された。旧分類15は新分類14に分割された。旧分類16は新分類15に分割された。旧分類17は新分類16に分割された。旧分類18は新分類17に分割された。旧分類19は新分類18に分割された。旧分類20は新分類19に分割された。旧分類21は新分類20に分割された。旧分類22は新分類21に分割された。旧分類23は新分類22に分割された。旧分類24は新分類23に分割された。旧分類25は新分類24に分割された。旧分類26は新分類25に分割された。旧分類27は新分類26に分割された。旧分類28は新分類27に分割された。旧分類29は新分類28に分割された。旧分類30は新分類29に分割された。旧分類31は新分類30に分割された。旧分類32は新分類31に分割された。

(5)また、第13回改定（平成25年総務省告示第405号）に伴い、小分類及び細分類を以下のとおり改定しました。

第13回改定

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	→ 1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	→ 1226 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	→ 243 暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業	名称変更
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	

(6) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業 (1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(7) 本結果表の産業分類（中分類）の名称には、略称を用いている箇所があります。正式名称と略称については、次のとおりです。

産業中分類名	略 称	産業中分類名	略 称
09 食料品製造業	食料品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属製品
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品	30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	32 その他の製造業	その他

なお、産業中分類番号18のプラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲は、次のとおりです。

製造品名	分 類	製造品名	分 類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき、ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具	3285
歯車	2531	（貴金属・宝石製を除く）	
目盛りのついた三角定規	2739	洋傘・和傘・同部分品	3289
注射筒	2741	魔法瓶	3289
義歯	2744	看板、標識機	3292
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 （貴金属・宝石製を除く）	322	パレット	3293
		モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297